

重 要

平成 28 年 4 月 2 日

教職員 各位

川崎医科大学・同附属病院倫理委員会
委員長 杉原 尚

包括同意文書の掲載が必要な倫理研究課題に係る取扱いについて

平素より倫理審査について、ご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて現在、後方視的研究等において病院ホームページ（各診療科）上で包括同意文書により情報公開することを条件に倫理審査課題を承認しております。

しかしながら、承認後も包括同意文書を掲載しないまま研究が開始され、終了するまで未掲載という研究が散見される状況です。

倫理指針 第 5 章インフォームド・コンセント等に【当該研究の実施について利用目的を含む情報を研究対象者等に通知し、又は公開していること】、【研究が実施されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること】と明記されており、必須条件です。

このような案件について、今後は下記の取扱いといたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。なお、未掲載研究課題につきましては、所属長に通知しておりますので、該当する研究者は至急掲載をお願いします。

記

① 保留として扱う期間：

注意喚起（承認後倫理担当者が注意喚起を送付した日）から **10 日間**

（病院庶務課に掲載依頼後研究支援係までご連絡下さい。）

② 保留期間が過ぎた申請課題の取扱い：

注意喚起文書送付から 10 日経過しても掲載がない場合は、研究中止の通知文を送付し、研究を中止していただきます。

以上

連絡先 医大 研究支援係 （内線 26038.26042）

kmsrec@med.kawasaki-m.ac.jp